

～ 出産される方へのご案内 ～

出産時や育児休業中における、当共済組合の給付金や掛金免除の手続きのご案内です。

1. 出産後の手続き

制度について

◆出産費

出産費として 404,000 円または 420,000 円が支給されます。直接支払制度利用者は差額がある場合に支給されます。

出産費附加金として 50,000 円が支給されます。

◆産前産後休業掛金免除

出産者が組合員の場合、産前産後休業期間中の掛金が免除されます。

提出書類

出産費等請求書 兼 産前産後休業掛金免除申出書

[添付書類]

- ① 出産費用の領収書や明細書の写し（出産日、出産児数が確認できるもの）
- ② 産科医療補償制度対象分娩のスタンプ印が押された領収書や明細書等の写し
- ③ 直接支払制度における合意文書の写し

提出する時期

出産日以降

2. 育児休業開始後の手続き

制度について

◆育児休業手当金

1 歳の誕生日の前日までの期間、育児休業手当金が支給されます。

支給開始日から 180 日間は標準報酬日額の 67%、その後は標準報酬日額の 50%の金額が支給されます。

◆育児休業掛金免除

育児休業期間中の掛金が免除されます。

提出書類

育児休業手当金請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書

提出する時期

育児休業開始日以降

3. 育児休業手当金の支給期間を延長する際の手続き

制度について

◆育児休業手当金の支給期間延長

保育所に入所できない場合等、総務省令により定められている特別な事情に該当する場合は支給期間が延長できます。

支給期間延長の要件（保育所に入所できない場合）

	1歳6か月まで延長	引き続き2歳まで延長
申し込み時期※1	1歳の誕生日の前日まで	1歳6か月の前日まで
入所希望日	1歳の誕生日まで	1歳6か月の日まで
申し込み結果	1歳の誕生日以降入所できない	1歳6か月以降入所できない

※1 保育所の入所申し込み時期については、あらかじめ市区町村に確認してください。

提出書類

育児休業手当金【支給期間延長】請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書

[添付書類]

1歳以降1歳6か月まで延長

→ 1歳までを入所希望とし申し込みをした際の入所不承諾通知等の写し

1歳6か月以降2歳まで延長

→ 1歳6か月までを入所希望とし申し込みをした際の入所不承諾通知等の写し

提出する時期

支給延長開始日以降（月ごとに提出して下さい）

4. 保健事業の手続き

◆妊婦検診補助事業

1回の妊娠につき5,000円を限度に、検診費の70%を補助します。

提出書類

妊婦検診補助金請求書

[添付書類]

領収書原本（妊婦検診費用であることが判明できるもの）


提出する時期

最終受診日の属する年度内

◆ベネフィット・ステーション「お祝いステーション」「育児ステーション」の活用

福利厚生パッケージサービス「ベネフィット・ステーション」で育児に特化したサービスを会員優待価格でご利用いただけます。

会員専用サイトには、滋賀支部ホームページに掲載のバナーよりアクセスできます。

 公立学校共済組合滋賀支部 <https://www.kouritu.or.jp/shiga/>



〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課健康福利室内

・健康保険、短期給付に関すること ☎077-528-4554

・保健事業に関すること ☎077-528-4555